

平成十八年十月十二日提出
質問第七五号

「三島返還論」についての麻生太郎外務大臣の発言に関する再質問主意書

提出者 鈴木宗男

「三島返還論」についての麻生太郎外務大臣の発言に関する再質問主意書

「前回答弁書」（内閣衆質一六五第二三号）を踏まえ、追加質問する。

一 「前回答弁書」において、「政府としては、我が国固有の領土である北方四島の帰属の問題を解決して、ロシア連邦との間で平和条約を締結する考えである。」と答弁しているが、ここでいう「北方四島の帰属の問題に関する解決」とは、歯舞群島、色丹島、国後島、択捉島が日本国に帰属することの確認を意味するものか。

二 歯舞群島、色丹島、国後島に対する日本国の主権を確認し、択捉島についてはロシア連邦の主権を認めるといふ形で平和条約を締結することが可能か。

三 歯舞群島、色丹島、国後島に対する日本国の主権を確認し、択捉島については帰属問題についてロシアと継続して協議するとの内容で平和条約に至らない中間的な条約を締結することが可能か。明確な答弁を求めらる。

右質問する。